

# International Commercial & Trade

Tokyo

## Client Alert

23 July 2019

#### 本アラートに関する お問い合わせ先



Rod Hunter パートナー(Washington, DC) +1 202 452 7084 rod.hunter@bakermckenzie.com

#### 日本語版に関する お問い合わせ先



板橋 加奈 パートナー 03 6271 9464 kana.itabashi@bakermckenzie.com



篠崎 歩 シニア・アソシエイト 03 6271 9694 ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

### トランプ大統領、サプライチェーン大統領令に 署名

トランプ大統領は、2019年5月15日、商務長官に対し、「外国の敵対者」からの情報通信技術及びサービスの取得及び利用を規制することを認める「情報通信技術及びサービスの供給の確保に関する大統領令(以下、「サプライチェーン大統領令」という。)」に署名をした。

概要として、本大統領令は、従来からの輸出管理と外国投資規制を反映しつつ、国家安全保障に焦点を当てた輸入規制の創設を認めたものといえる。本大統領令は、連邦議会の関与を必要としない、連邦政府の権限の大幅な拡大を示すものである。情報通信技術とサービスが経済全体と広く関連していることと、今日のサプライチェーンのグローバル化を踏まえると、その実務上の影響は想定以上に広範囲に及ぶ可能性があると言えよう。

商務長官がサプライチェーン大統領令の施行規則を公布するとされる 10 月中旬まで 90 日間の期間がある。施行規則の策定に当たり、商務省は広範な裁量権を有しており、情報通信技術及びサービスを開発、製造及び利用する事業者は、この新しい規制プログラムの範囲、内容及び効果について、同省の動向も踏まえて、検討を行う必要がある。

#### 目的

1977 年国際緊急経済権限法(International Emergency Economic Powers Act of 1977)に基づくサプライチェーン大統領令の公布に当たり、トランプ大統領は、国家の有事にあるとして、「国外の敵対勢力は、経済・産業スパイを含む悪意のあるサイバー関連行為を実行するために、日を追うごとに、情報通信技術及びサービスの脆弱性を作り出し、搾取している」として、本大統領令の必要性を主張した。トランプ大統領は、「自由な経済は、重大な国家安全保障上の脅威からわが国を守る必要性との間でバランスがとられていなければならない」と述べている。

#### 規制権限の付与

サプライチェーン大統領令は、商務長官が、他の機関と協議の上、米国の国家安全保障に「容認できないリスク」があると判断する「国外の敵対者」が所有、支配または指導する者により「設計、開発、製造または供給された」情報通信技術またはサービスについて、米国の管轄権に服する者による取得、輸入、譲渡、インストール、取引または使用を禁止または条件付けることができることを定めている。

「情報通信の技術又はサービス」とは、広く、送信、記憶及び表示を含む電子的手段による情報又はデータの処理、記憶、検索又は通信の機能を有し又はこれを可能にすることを目的とするハードウェア、ソフトウェア又その他

の製品若しくはサービスをいう。もっとも、今日では、腕時計から車に至るまで多くの製品に、情報・データ処理技術が含まれている。加えて、サプライチェーン大統領令の対象となる可能性のあるものは、製品そのもののみならず、原材料その他の物品も含まれる。

「国外の敵対勢力」とは、外国の政府、団体又は個人であって、「国家の安全保障に著しく悪影響を及ぼす長期的な傾向又は重大な行為の事例に関与する」ものをいう。従って、禁止及び制限の対象は、特定の会社及び個人からの製品やサービスに加え、より広義には特定の国からの製品及びサービスに広く及ぶ可能性がある。

つまり、サプライチェーン大統領令は、商務長官に対し、米国で事業を行う企業が、情報通信技術およびサービスをどこから、又はどの企業から得ることができるかについて、規制する権限を付与しているといえる。商務長官が、特定の国又は団体に「容認できないリスク」があると判断する場合には、米国人が当該「国外の敵対勢力」により製造又は供給された製品又はサービスを使用することを禁止することができる。さらに、商務長官は、米国の事業者が、同長官が、国外の敵対勢力のコントロール下にあると判断するプログラマーや技術者を雇用している同盟国にある外国企業から成果物を購入することを禁じることもできる。解釈上、商務長官は、米国企業が、米国において、同長官が国外の敵対勢力のコントロール下にあると判断する外国人を雇用することを事実上禁止することさえ可能である。米国が、グローバルでの情報通信技術とサービスの中心的役割を果たしていることを踏まえると、かかる米国における規制は、世界的に影響を及ぼすと思われる。

#### 規制の執行

商務長官は、2019 年 10 月中旬までに施行規則を公表する予定である。当該規則は、(1)対象となる技術又はサービスの種類、(2)規制の対象となる国、企業及び個人(「国外の敵対勢力」)、及び(3)特定の取引にライセンスを付与するための手続及び条件と及び取引の種類が規定されるものと思われる。商務長官が規制制度の設計に広範な裁量権を持っていることを考えると、利害関係者が意見を述べることが重要である。

#### 政府機関の間での協議及び決定の権限

本規則の公布及び施行に当たっては、商務長官により、他の経済及び安全保障に関する政府機関との協議がなされる。対象となる機関は、米国の外国投資法を数十年に渡り運用してきた経験を有する米国外国投資委員会(CFIUS)と多くの点で重複している。もっとも、CFIUSが管轄する投資の側面では、最終的な決定権は大統領にあり、CFIUSはコンセンサス方式によって運営されていることから、その影響はある程度限定される。一方、サプライチェーン大統領令の下では、商務長官が最終的な意思決定権者であり、他の政府機関の長からの言動に留意することは必要とされない。

#### 結論

サプライチェーン大統領令は、立法上の権限の行政に対する大幅な権限移譲といえ、新規のかつ極めて影響力の大きな市場介入をもたらす可能性が高い。本大統領令は、それ自体が非常に特異なものであるが、商取引に起因する国家安全保障上の懸念に誘発された、その他の制裁措置、外資規制、デュアルユース輸出、政府調達に関連する近時の一連の規制措置の1つである。米中貿易での関税が最も注目されている一方で、国家安全保障という名のもとで拡大する規制は、地理戦略的競争の激化や技術によって生み出される新たな脆弱性への懸念を反映して、より永続的かつ重要性の高いものとなる可能性がある。